

医療法人 角整形外科医院

【訪問リハビリテーションのご案内】

～利用者様の生活機能向上、自立支援をサポートします～

日常生活でお困りな
ことはありませんか？
お気軽にご相談下さい。



〒834-1221

福岡県八女市黒木町今8-10

担当者：黒川遼(理学療法士) 野田稔大(作業療法士)

連絡先：TEL 0943-33-2121

FAX 0943-33-2122

訪問専用携帯番号：090-9572-4774

Email：sumi-riha@mx82.tiki.ne.jp

メールアドレスQRコード



●訪問リハビリテーションとは

リハビリ専門職が利用者様の自宅を訪問し、心身機能の維持・回復、日常生活の自立を目指したリハビリを提供するサービスです。

●訪問リハビリサービス内容

内容	詳細
病状の観察	・バイタルチェック（体温、脈拍、血圧測定、酸素飽和度） ・身体的病状の観察 ・精神面の健康状態
身体機能の改善	・筋力維持増強、関節可動域の拡大 ・痛みの評価 ・コミュニケーション機能改善
日常生活の指導・助言	・日常生活動作指導 ・生活環境の設備 ・福祉用具、住宅改修などの相談 ・QOL（生活の質の向上）や趣味、社会参加促進のための助言
介護相談、家族支援	・家族への介護指導、相談対応 ・福祉制度利用の助言 ・ケアマネジャーとの連携

●訪問リハビリの利用条件・対象者

訪問リハビリの利用対象者は要支援1～2、要介護1～5の認定を受けた方で、主治医がリハビリの必要性を認めた方です。

[このような方におすすめです]

- ・退院してから家で生活できるか心配
- ・リハビリをしたいが通院が難しい
- ・自分で家のことができるようになりたい
- ・介助方法を知りたい
- ・少しでもできることを増やしたい
- ・楽しみながら在宅生活を継続したい

●実施地域

- ・黒木町

※通常の実施地域を超えて中山間地域の居住する利用者様に対し、サービスを実施した場合に中山間地等加算を算定します。

実施地域以外の山間部も訪問可能です。

●訪問リハビリ料金

- ・基本報酬

要介護度	基本単位数	サービス提供時間（分）
要支援1・2	298単位/1回	20分/1回
要介護1～5	308単位/1回	20分/1回

- ・サービス提供体制強化加算
- ・中山間地等加算
- ・短期集中リハビリテーション実施加算
- ・認知症短期集中リハビリテーション実施加算

※交通費はいただいております

例1) 黒木町在住で**要支援1**の認定、週1日40分のご利用の場合

- ・基本報酬：298単位×2回×4日＝2384単位
- ・サービス提供体制強化加算：6単位×2回×4日＝48単位

1月あたり2432単位

例2) 星野村在住で**要介護3**の認定、退院後、週2日ご利用の場合

- ・基本報酬：308単位×2回×8日＝4928単位
- ・サービス提供体制強化加算：6単位×2回×8日＝96単位
- ・短期集中リハビリテーション実施加算：200単位×8日＝1600単位
- ・中山間地等加算：基本報酬×5/100＝123単位

1月あたり6747単位

●訪問リハビリのメリット、デメリット

メリット	デメリット
・実際の生活場面を確認できる ・病院に来なくてもリハビリができる ・福祉用具、住宅改修の提案、助言 ・体調確認があり、必要があれば医療機関との連携 ・スタッフとの交流による心身活性化 ・病状の急変時の対応可能 ・他職種と連携し、利用者様一人一人に適切にサービスを提供	・病院や施設で使用される物理療法などの機器を利用できない ・他人を自宅に入れることに抵抗を感じる ・訪問に頼るため外出頻度が減少 ・3ヶ月に一回の受診が必要

●利用者様、ご家族の声

- ・痛みやこわばりが軽くなり、出来ることが増えた
- ・病院に行かなくても、家に来てもらってリハビリしてもらえるので助かる
- ・悩みや不安なことなど、色々相談できるから安心して過ごせる
- ・リハビリをしてもらって長く歩けるようになった
- ・色々な運動を教えてくれるので、飽きずにリハビリを継続できる
- ・パソコンやスマホなどの操作を教えてもらって、調べ物をしたり孫に電話できるようになって、生き生きと過ごせています
- ・介助の仕方を教えてもらって助かりました

●訪問リハ利用までの流れ

①お問い合わせ・相談

受け入れ可能かどうかまずはお電話ください!!
利用者様の氏名、主治医、生年月日、住所などをお尋ねします。

②主治医の許可・診療情報提供書

主治医に利用許可をいただってください。なお、主治医が角整形外科医院以外であれば、主治医からの診療情報提供書（初回及び以後3ヶ月ごと）が必要になります。

③当院受診（利用前及び以後3ヶ月毎）

訪問リハビリ指示書が必要のため、ご利用前に当院での診察をお願いしております。
受診困難な場合は、ご相談下さい。
※当院受診、担当者会議や契約は利用前であれば前後しても大丈夫です。

④担当者会議（重要事項説明・利用契約）

利用開始までに居宅サービス計画書・サービス提供票をお願いします。
リハビリテーション計画書を作成し、その計画に準じてリハビリを実施していきます。

⑤利用開始

ご利用までにいただきたい情報

・ 基本情報 ・ 介護保険証、負担割合証コピー ・ ケアプラン

